

報告第7号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

記

筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例

（令和8年3月31日処分）

令和8年6月3日提出

筑西市長 設 楽 詠美子



専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項を別紙のとおり専決処分する。

記

筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例

（令和8年3月31日公布）

令和8年3月31日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

筑西市長 設 楽 詠美子

## 筑西市条例第16号

### 筑西市都市計画税条例の一部を改正する条例

筑西市都市計画税条例（平成17年条例第74号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第21項を附則第22項とする。

附則第20項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第21項とする。

附則第19項中「附則第10項及び第13項」を「附則第11項及び第14項」に、「附則第10項及び第14項」を「附則第11項及び第15項」に、「附則第12項、第14項及び第15項」を「附則第13項、第15項及び第16項」に、「附則第14項から第16項まで」を「附則第

15項から第17項まで」に、「附則第16項」を「附則第17項」に、「附則第17項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第16項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第19項とし、附則中第17項を第18項とし、第16項を第17項とする。

附則第15項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とし、附則中第11項を第12項とし、第10項を第11項とする。

附則第9項の見出しを「（改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）」に改め、同項各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に掲げる建築物特定施設（同法第2条第20号に掲げる建築物特定施設をいう。）の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項に規定する条例で定める特定建築物（同法第2条第18号に掲げる特定建築物をいう。）を含む。）」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 9 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の筑西市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設（同項に規定する改修実演芸術公演施設をいう。）に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。